

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊佐市長

市町村名 (市町村コード)	伊佐市 (462241)
地域名 (地域内農業集落名)	曾木地区 (中央、門前、荻原、山城、諏訪、曾木、城下、後村、針牟田、川西、深川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻と肉用牛による農業経営が盛んな地域であり、収益性の高いネギ、カボチャ、水田ゴボウなどの園芸作物のほか大豆の加工販売など6次産業化にも意欲的に取り組んでいる。農業者の平均年齢は70歳と高齢化が進んでいる。山林に近い農地では、鳥獣被害が頻繁にみられる。

【地域の基礎的データ】

農業者:122人(うち50歳以下11人)、団体経営体(法人)3経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

新規就農者を積極的に受け入れる。地域農業の持続と活性化を目指す経営体を支援する。共同での防護柵の設置など、計画的に鳥獣被害防止対策に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	240 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	191 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
経営体の意向を把握し、適切な集積、集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
機構集積協力金交付事業を活用し、川西・針牟田集落の集積、集約化を促進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金事業を活用し、計画的な水路や農道の維持を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者を積極的に受け入れ、地域一体となって支援していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業公社による受委託事業を活用し、農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--